

---

プロジェクト 実務対応報告第 18 号

項目 IFRS 第 16 号及び Topic842 の取扱いの検討

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）において、国際財務報告基準（IFRS）第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）と米国会計基準会計基準更新書（以下「ASU」という。）第 2016-02 号「リース（Topic842）」（以下「Topic842」という。）に関する修正項目について検討することを目的とする。

## これまでの検討の経緯

2. 2018 年 9 月 14 日公表の改正実務対応報告第 18 号（以下「平成 30 年改正実務対応報告」という）では、2006 年の実務対応報告第 18 号の公表以後、平成 30 年改正実務対応報告の検討時点までの間に新規に公表又は改正された IFRS 及び米国会計基準のうち IFRS 第 16 号、IFRS 第 17 号及び Topic842 を除く会計基準を対象に、修正項目として追加する項目の有無について検討が行われている。
3. その後、IFRS 第 16 号について、IFRS のエンドースメント手続が実施され、「削除または修正」は行なわないことが結論づけられ、2018 年 12 月 27 日に修正国際基準の改正が行われている。
4. IFRS 第 16 号は 2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用され（Topic842 は 2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及びこれに含まれる中間期間）、3 月決算会社では 2019 年 6 月の第 1 四半期より在外子会社等で IFRS 第 16 号の適用が開始されることから、実務対応報告第 18 号における IFRS 第 16 号及び Topic842 の取扱いの明確化を求める意見が聞かれている。
5. これらの状況を踏まえ、実務対応報告第 18 号において IFRS 第 16 号及び Topic842 について、修正項目として追加することが適当か否かの検討を行うこととした。

## IFRS 第 16 号等に関する修正項目の見直しの要否の検討

6. 平成 30 年改正実務対応報告では、修正項目として追加する項目の有無について、我が国の会計基準に共通する考え方と乖離するか否かの観点や実務上の実行可能

性の観点に加えて、子会社における取引の発生可能性や子会社において発生する取引の連結財務諸表全体に与える重要性の観点等を挙げている。よって、まず IFRS 第 16 号による主要な会計処理が、我が国の会計基準に共通する考え方と乖離するか否かを検討する必要がある。

7. IFRS 第 16 号の特徴は、すべてのリースについて資産及び負債を認識するとともに、資金調達取引と同様の費用処理（利息認識）をすることの 2 点が挙げられる。実務対応報告第 18 号の修正項目の検討にあたっては、これらが我が国の会計基準に共通する考え方と乖離するか否かを検討する必要がある。
8. 以下の点から、IFRS 第 16 号については実務対応報告第 18 号の修正項目として取り扱う必要はないと考えられるがどうか。
  - (1) IFRS 第 16 号の全てのリースについて資産及び負債を認識する処理については、改正修正国際基準の「公表にあたって」において、次のように一定の有用性があるものと評価している。

本論点に関する評価

22. 第 13 項及び第 14 項にあるように、我が国の市場関係者からは、資産及び負債を一律に認識することが取引の経済的実態と整合しないとの懸念や、サービスの性質を有する契約がリースと判定されることの懸念が提起されてきた。これらの懸念と IFRS 第 16 号における対応の論拠の相違は、オペレーティング・リースにおける契約の履行について、リース期間中、原資産を継続して借手に利用可能な状態にすることを重視するか、借手に使用権を移転するための原資産の引渡しを重視するかの違いにより生じていると考えられ、会計上の考え方としてはいずれかが一義的に否定されるものではないと考えられる。

この点、第 15 項(2)のとおり、IFRS 第 16 号では、借手の会計処理におけるリースに係る資産及び負債の捉え方は IASB が協議を行った大半の財務諸表利用者のリースの見方に沿うものであるとしているが、我が国における企業評価の実務においても、オペレーティング・リースをファイナンス・リースと同様に資金調達手段の 1 つと捉える見方に基づき、最低支払リース料の注記等の情報を用いて財政状態計算書の情報を調整している場合があり、これにより企業が利用可能な経済的資源や支払義務に関する情報を企業評価に反映している。

このため、そうした経済的資源や支払義務に関してより正確な情報を提

供し、それを通じて企業間での比較可能性の向上を図る観点からは、資産及び負債を認識することに相応の有用性が認められると考えられ、原則としてすべてのリースに係る資産及び負債を認識することにも一定の論拠があると考えられる。

- (2) 費用処理（利息処理）に関しても改正修正国際基準の「公表にあたって」において、次のように一定の有用性があるものと評価している。

#### 本論点に関する評価

28. 第26項(1)及び(2)のIFRS第16号の費用認識モデルの論拠と前項のFASBの費用認識モデルの論拠の相違は、オペレーティング・リースの性格を使用権の取得に伴う賦払いと捉えるか、通常は均等なリース料と引換えに原資産に每期均等にアクセスする経済的便益をもたらす契約と捉えるかの違いにより生じているものと考えられるが、会計上の考え方として、いずれかが一義的に否定されるものではないと考えられる。

この点、第22項に記載した我が国における企業評価の実務において、オペレーティング・リースを企業が借入金等で資金を調達して設備投資することと経済的な実態に違いはないと捉えて財務情報の調整を行っている例が見られるため、IFRS第16号の費用認識モデルの論拠のようにオペレーティング・リースを資金提供を含む取引として捉えて費用認識することには相応の有用性が認められると考えられる。

これらを考慮すると、IFRS第16号が採用する単一の費用認識モデルに一定の論拠があると考えられる。

- (3) このように、修正国際基準の検討の過程において、IFRS第16号の主要な会計処理はいずれも財務諸表利用者への情報提供として一定の有用性があるものと評価されている。このため、提供される財務情報の有用性の観点からは、IFRS第16号に基づく会計処理の考え方は、我が国の会計基準に共通する考え方と著しい乖離のあるものとは評価されないと考えられ、修正対象とする必要はないものと考えられる。

### Topic842に関する修正項目の見直しの検討

9. Topic842については、費用配分の方法について、原則として定額処理を採用してい

る部分が IFRS 第 16 号と異なるが、その他は基本的に IFRS 第 16 号と同様の会計処理が採用されている。このため、Topic842 についても修正項目として取り扱う必要はないと考えられる。

#### ディスカッション・ポイント

IFRS 第 16 号及び Topic842 を修正項目として取り扱わないとする事務局提案についてご意見をいただきたい。

### 実務対応報告第 18 号の改正

10. 平成 30 年改正実務対応報告において「本実務対応報告の公表及び改正の経緯」における「平成 30 年改正」の脚注 7 で、平成 30 年改正実務対応報告においては IFRS 第 16 号と Topic842 について検討対象から除いている旨を記載<sup>1</sup>している。このため、IFRS 第 16 号及び Topic842 について、実務対応報告第 18 号での取り扱いを明らかにするため実務対応報告第 18 号を改正する対応を行い、内容を周知することが必要と考えられる。
11. 仮に、実務対応報告第 18 号の改正を行う場合、「本実務対応報告の考え方」の中に以下のような文案を追加することが考えられる。

#### 平成 31 年改正

平成 30 年改正実務対応報告において検討の対象から除かれていた、国際財務報告基準第 16 号「リース」及び米国会計基準会計基準更新書第 2016-02 号「リース」を対象に、修正項目として追加する項目の有無について検討を行った。

審議においては、「本実務対応報告の考え方」に基づき、これらの会計基準の基本的な考え方が我が国の会計基準に共通する考え方と乖離するか否かの観点から検討を行った結果、新たな修正項目の追加は行わないこととした。

<sup>1</sup> 平成 30 年改正

「平成 18 年の本実務対応報告の公表から平成 30 年改正の本実務対応報告（以下「平成 30 年改正実務対応報告」という。）の検討時点までの間に、新規に公表又は改正された国際財務報告基準及び米国会計基準を対象<sup>1</sup>に、修正項目として追加する項目の有無について検討を行った。」

脚注 7

「国際財務報告基準第 16 号「リース」、国際財務報告基準第 17 号「保険契約」及び米国会計基準会計基準更新書第 2016-02 号「リース」を除く。」

12. また、改正実務対応報告第 18 号の適用時期については、今回の改正は新たな会計上の取扱いを定めるものではないため、公表日以後適用することが適当と考えられる。
13. なお、改正を行う場合、公開草案の期間は通常どおり 2 ヶ月とすることが適当と考えられる。仮に 3 月に公開草案を公表する場合、3 月決算の繁忙期にコメント期間が重なることが予想されるが、改正の内容が限定的であり、早期に改正内容を確定させることのメリットが大きいことが考えられるため、コメント期間の延長は必要ないものと考えられる。

**ディスカッション・ポイント**

実務対応報告第 18 号の改正に関する事務局の提案について、ご意見をいただきたい。

以 上